下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後、感染者数の把握方法が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっています。今後起こり得る感染状況のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランス（疫学調査）を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきです。

感染症対策においては適切な検査を正確に行うことが肝要ですが、ＰＣＲ検査の実施などでは、感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できないため、各地域の感染の広がりの傾向をつかむことはできません。しかし、下水サーベイランスを活用すれば、当該地域の見えない感染状況を見える化できるため、感染拡大の初期段階においては、医療機関の検査報告よりも早く兆候が分かる可能性があり、その後においても感染規模や感染者数増減の傾向を把握できます。

また、内閣官房が、令和４年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証事業でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところです。

よって、政府は、令和５年９月１日に発足された内閣感染症危機管理統括庁を司令塔とし、厚生労働省、国土交通省及び各地方公共団体と連携しながら、早急に下水サーベイランス事業を全国展開するよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年１０月１９日

枚方市議会議長　　藤　田　幸　久

〈提　出　先〉

国土交通大臣　　厚生労働大臣　　内閣官房長官

感染症危機管理担当大臣